出題趣旨・採点基準（憲法）　配点 100 点

第１問は、子どもに対する性犯罪の防止を目的とする架空の制度に即し、憲法上の職業の自由やプライバシー権の理解を問うものである。所定の業種の事業者に対し、過去に性犯罪によって有罪判決を受けたことのある者を採用することを禁止することがこうした者の職業の自由の制約に当たること、また、こども家庭庁に設置されたデータベースに性犯罪歴を提供し保存させ、求職者にその記録を取得させて提出させることがプライバシー権との関係で問題となることを把握したうえで、判例や学説の知識を踏まえて筋道立てて論じることが求められる。

第２問は、司法権の範囲・限界について、衆議院の解散及び国会の臨時会の召集に関する司法審査の可否及びその在り方を問うものである。まず法律上の争訟の定義等について説明した上で、事件１では、最大判昭和３５年６月８日民集１４巻７号１２０６頁を踏まえて、統治行為論の意義及び問題点等を論じ、事件２では、憲法５３条が個々の国会議員の臨時会召集要求に係る権利・利益を保障したものか否か、あるいは当該事件において国会議員としての職務に関する権利・利益に対する侵害がある否かを中心に、各自の見解を説得的に論じることが求められる。